

SATO'S NEWS LETTER

平成 30 年 7 月豪雨による災害のお見舞い

この度の豪雨災害におきまして被災された皆様ならびにご家族の皆様には謹んでお見舞い申し上げます。また、犠牲になられた方々とそのご家族の皆様に対し、深くお悔やみを申し上げます。

一日も早い復旧を果たされることをお祈りすると同時に、被災された皆様が平穏な日常を取り戻せるよう、心よりお祈り申し上げます。

今回の災害について、国は「特別非常災害」に指定し許認可や法定の報告の期限を延長する等の措置を講じており、特例的な取り扱いについても通知されています。

分からない点等ございましたらサトーまでお問い合わせください。

これから暑い日々が続きますので、くれぐれも熱中症にならぬようお体にお気を付けください。

平成 30 年 8 月 1 日
社会保険労務士法人サトー
代表社員 佐藤 克則

2018 年 8 月号
(No.104)



CONTENTS

- 平成 30 年 7 月豪雨による災害のお見舞い…………… P.1
- 助成金情報…………… P.2
- 豪雨災害による災害救助法の適用地域における雇用保険制度の特例措置…………… P.3
- 人事労務ニュース…………… P.3
- 広島事務所移転のお知らせ P.3
- セミナー情報…………… P.4
- サトーからのお願い…………… P.4
- スタッフ紹介…………… P.4

8 月の社会保険労務と税務

8 月 10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
- 労働保険一括有期事業開始届の提出

8 月 31 日

- 健康保険・厚生年金の保険料納付
- 外国人雇用状況の届出

公式 Facebook ページ開設



いいね!

助成金情報



雇用調整助成金



雇用調整助成金とは・・・

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

平成30年7月豪雨災害に伴い、「雇用調整助成金」の特例が実施されます。

【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

- ※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
 - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
 - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
 - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
 - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

【特例の内容】

「遡及適用」

平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用され、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業の前に届出られたものとします。

①生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する

現行、生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であることを必要としています。この指標の期間を最近1か月とします。

②平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

平成30年7月豪雨発生時において起業後1年未満の事業主については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較します。

③最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

現行、雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の月平均値が、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことを必要としています。これを撤廃します。

豪雨災害による災害救助法の適用地域における雇用保険制度特別措置

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴い、「災害救助法の適用地域における雇用保険制度特別措置」が実施されています。

「災害救助法の適用地域における雇用保険制度特別措置」とは、災害救助法の適用地域の事業所が災害により事業が休止・廃止したために一時的に離職を余儀なくされた方について、**事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても雇用保険の基本手当を受給できるというものになります。**(通常は再雇用が予定されている場合は受給できません)

☆なお、今回の特別措置を利用して失業給付を受給した場合、**休業が終了し雇用保険の資格を取得しても休業前の被保険者期間は通算されません。**

この特例措置を利用後に再び離職された場合、制度利用後から離職の日以前 2 年間に 12 か月以上被保険者期間がある(倒産、解雇等会社都合による離職の場合、期間の定めのある契約が更新されなかったことその他やむを得ない事情による離職の場合は離職日以前 1 年間に 6 か月以上被保険者期間がある) ことが必要になるほか、**高年齢雇用継続給付(被保険者期間が 5 年間必要)、育児休業給付(被保険者期間が 1 年間必要)、介護休業給付(被保険者期間が 1 年間必要)の受給にも影響がある場合があります。**

Q：雇用保険制度の特別措置を受ける為にはどうしたらよろしいでしょうか。

A：事業主は雇用保険被保険者資格喪失届及び雇用保険被保険者離職証明書を事業所管轄のハローワークへ提出していただく必要がございます。

Q：災害救助法の適用地域以外は災害救助法の適用地域における雇用保険制度特別措置の対象にはならないのでしょうか？

A：労働者が雇用されている事業所が対象地域外でも労働者の就業場所(営業所、派遣先、作業現場等)が対象地域内の場合は利用できます。

Q：失業期間中にボランティア活動を行った場合は失業手当の給付はどうなりますか？

A：ボランティア活動を行う場合でも就職の意思、能力があり就職活動の実績があれば、失業給付の基本手当の受給は可能です。(ボランティア活動を行い、有償の場合は基本手当の受給額が減額される可能性があります。)ボランティア活動のために失業認定日にハローワークへ行くことができない場合は失業認定日の変更も可能です。その場合はハローワークへ問合せをしてください。

人事労務ニュース

・年休 5 日以上の消化義務化で従業員が従わない場合には企業に罰則 (7 月 19 日)

働き方改革関連法案の成立を受け、厚生労働省は 2019 年 4 月から年 10 日以上の有休が与えられている働き手が自主的に 5 日以上を消化しない場合、企業が本人の希望を踏まえて最低 5 日を消化することを義務付け、違反した場合には従業員 1 人あたり最大 30 万円の罰金を科す方針を示した。

・残業上限規制 45 時間超で健康対策 (7 月 14 日)

厚生労働省は、2019 年 4 月(中小企業は 2020 年 4 月)から導入される残業時間の上限規制について、月 45 時間を超えて残業させる場合、社員の健康確保の対策を定めるよう企業に義務付ける。36 協定の必須記載事項に健康確保対策の内容を規定することとし、勤務間インターバルの導入や特別休暇の付与など、対策の内容は企業の労使に委ねる。

広島事務所 移転のお知らせ

この度当社広島事務所は平成 30 年 9 月 10 日(月)より下記へ移転することになりましたのでご案内申し上げます。

〒730-0037 広島県広島市中区中町 7 番 41 号 広島三栄ビル 8 階

T E L : 082-546-2080 (変更ありません)

F A X : 082-546-2081 (変更ありません)

セミナー情報（合同勉強会）

テーマ：「定年延長時の労働条件」

【第1部】担当：弁護士法人 広島メープル法律事務所

- ①定年後再雇用する際、どの程度、賃金を減額できるか
 ②正規職員と非正規職員の給料格差は、どの程度許されるか

職員を、定年後に再雇用する際、同一労働同一賃金の原則がどこまで適用されるか、という点について、6月1日に重要な最高裁判決がでました（長澤運輸事件）。その分析を行って、どの程度まで賃金減額できるか、それをふまえて使用者はどのような対処をすべきか、についてお伝えします。また、同じ6月1日に、正規職員と非正規職員の格差の合理性に関する最高裁判決も出ましたので（ハマキョウレックス事件）、この判例についてもお伝えします。今回は平成17年から始めた私たちの合同勉強会が50回の節目を迎えますので、ぜひ懇親会にもご参加ください。

【第2部】

弁護士・税理士・社会保険労務士によるホットな情報を提供する5分間トピックス

- ◆日時：平成30年9月3日（月）
 （勉強会）15：00～17：30 （懇親会）18：00～
- ◆会場：メルパルク広島（広島県広島市中区基町6-36）
 （勉強会）5階 瀬戸 （懇親会）5階 桃
- ◆費用：（勉強会）無料 （懇親会）5,000円
- ◆お申込み締切：8月24日
- ◆お申込み・お問い合わせ 弊社まで

サトーからのお願い（お昼時間の電話対応について）

昨年より、働き方改革の取組みの1つとして、弊社では昼の休憩時間（12：00～13：00）を一斉に取得しており、外線留守番電話に設定いたしております。お客様のみなさまには御理解をいただき改めてお礼を申し上げます。お陰様でしっかりと休憩を取りメリハリをもって業務、お客様サービスにあたらせていただいております。ご不便をおかけすることと存じますが、ご用件を留守番電話に残していただければ13：00以降、担当者よりご連絡差し上げます。引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。



スタッフ紹介

石井 梢
 （いしい こそえ）



血液型：O型
 趣味：パン作り

今年4月に入社し給与計算部門に配属になりました。前職では保育園運営事業を行う会社で総務事務に携わっておりました。新たな分野での挑戦となりますが、日々先輩方に色々なことを教えていただきながら少しでもお客様のお力になれるよう努力してまいります。今後ともどうぞよろしくお願い致します。

社会保険労務士法人サトー 広島事務所
 730-0051 広島県広島市中区大手町 1-6-2 MDX 広島ビル5階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00を除く）
 電話：082（546）2080 FAX：082（546）2081

社会保険労務士法人サトー 東京事務所
 101-0032 東京都千代田区岩本町 3-1-9 リブラ岩本町 I 6階

月～金 9：00～18：00（12：00～13：00を除く）
 電話：03（5829）8982 FAX：03（5829）8983